

官報

号外

昭和二十七年六月二十八日

第十三回 参議院會議錄第五十七号

昭和二十七年六月二十八日(土曜日)午前十時十六分開議

議事日程 第五十八号

昭和二十七年六月二十八日

午前十時開議

第一 破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

(委員長報告)

第二 公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三 公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 法廷等の秩序維持に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第五 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特例措置に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留

する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第九 製造施設法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一〇 輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一 航空法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 農地法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 農地法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 航空機製造法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十七日文部委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 白波瀬米吉君(加納金助君の補欠)

同日委員長から左の報告書を提出した。

航空機製造法案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

三輪貞治君から、成規の賛成を得て、議員小野義夫君懲罰の動議が提出されておりますので、先ず本件を議題といたします。

○議長(佐藤尚武君) 長谷山行毅君から、賛成を得て、本動議の趣旨説明の発言時間を十分以内に制限することの動議が出ております。(「反対」「賛成」と呼ぶ者あり) 長谷山君の動議の採決をいたします。表決は記名投票を以て行います。長谷山君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百八票、白色票八十四票、青色票二十四票、

よつて本動議の趣旨説明の発言時間は、十分以内に制限せられました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 八十四名

早川 慎一君 波多野林一君

徳川 宗敬君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋 道男君

高瀬 莊太郎君 高木 正夫君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

西郷吉之助君 楠見 義男君

河井 彌八君 加藤 正人君

片柳 眞吉君 柏木 庫治君

加賀 操君 小野 哲君

岡本 愛祐君 岡部 常君

赤澤 與仁君 赤木 正雄君

結城 安次君 山川 良一君

森 八三三君 森田 豊彦君

岡田 信次君 青山 正一君

中川 幸平君 九鬼紋十郎君

大矢半次郎君 廣瀬與兵衛君

岡崎 眞一君 加藤 武徳君

城 義臣君 植竹 春彦君

山本 米治君 古池 信三君

小杉 繁安君 石川 榮一君

木村 守江君 一松 政二君

深水 六郎君 草葉 隆國君

徳川 頼貞君 左藤 義詮君

大島 定吉君 小林 英三君

川村 松助君 寺尾 豊君

三浦 辰雄君 堀越 儀郎君

野田 卯一君 宮田 重文君

杉原 荒太君 田方 進君

秋山俊一郎君 長谷山行毅君

堀 末治君 鈴木 恭一君

愛知 葵一君 安井 謙君

竹中 七郎君 菊田 七平君

溝淵 春次君 園 伊能君

滝井治三郎君 駒井 藤平君

林屋龜次郎君 油井賢太郎君

北村 一男君 中山 壽彦君

白波瀬米吉君 岩沢 忠恭君

栗栖 越夫君 大屋 晋三君

泉山 三六君 石坂 豊一君

大隈 信幸君 谷口弥三郎君

石川 清一君 松浦 定義君

松原 一彦君 岩男 仁蔵君

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議錄第五十七号 議長の報告 會議 議員小野義夫君懲罰の動議

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 議員小野義夫君懲罰の動議

反対者(青色票氏名) 二十四名

三輪 貞治君 若木 勝蔵君
中田 吉雄君 小酒井義男君
栗山 良夫君 荒木正三郎君
内村 清次君 菊川 孝夫君
岡田 宗司君 小笠原三男君
木下 源吾君 金子 洋文君
須藤 五郎君 岩間 正男君
愛宕 傳一君 水橋 肇作君
鈴木 清一君 岩崎正三郎君
上條 愛一君 千田 正君
東 隆君 矢嶋 三義君
相馬 助治君 中村 正雄君

○議長(佐藤寅次郎) これより提出者の趣旨説明の発言を許します。三輪貞治君。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 只今議題になりました小野義夫君の懲罰に関する動議につきまして、提案理由を申し上げます。

六月二十五日の本会議におきまして、小野義夫君が許可なくこの壇上を占領いたしました。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手。而も丁寧に水を飲みながら強次つたという事件であります。〔驚くべき事件だ〕と呼ぶ者あり。おわかりでない諸君があると思ひますから、参考のために当日の速記録を読みに上げます。〔拍手〕若し必要があつたら、あとで録音について御紹介を申し上げます。〔それとも聞かしてもらいたい〕聞くべきだ、聞く

べきだ、速記録は疑わしいところがある。〔と呼ぶ者あり〕前略いたしまして、途中から読みますが、丁度破壊活動防止法案が議題に供されました。小笠原二三男君からこれに対して審議を延期して明日これを続行されんことの動議を提出するといふのがありまして、議長がこれを採決をして、破壊活動防止法案が明日の審議を続行することに決した瞬間、速記録によりまして、非常に多くの強次が飛ばされておりますが、その中に非常に念の入つた強次のあることをここに御紹介申し上げます。

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。よつて只今の動議は可決せられました。

次に括弧をいたしまして、

〔只今議題となりました破壊法並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、三案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます〕と述べる者あり……

とあるであります。〔拍手〕これは明らかに議長の許可を得ずして発言をいたしておる。而も諸君が全部御覽になつたように、小野義夫君は靴を持ちましてここに上つて来て、丁寧に水を飲んで、この場所では強次を飛ばしておるのであります。〔そうだ〕と呼ぶ者あり、拍手。これは一点の疑義もないところでありまして、〔何事

だ、それは〕と呼ぶ者あり。参議院規則第二百十三條をおわかりでない人のために御紹介申し上げます。〔何人も、議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない。〕〔その通り〕と呼ぶ者あり。〔何人も、〕とある。小野義夫君について何れその例外ではなくして、いくらか法務委員長でも、この参議院規則を破つてよいといふことはないのではありません。小野義夫君は、だん／＼見ておりますと、どうもこの法律規則を破る常習犯のようである。〔笑聲、拍手〕去る六月十九日の法務委員会におきましては、六月二十日までの会期で、一度も会期延長の議が上つていないにもかかわらず、破壊法を、六月二十三日の休会中の何か本会議はあるのか何か知りませんが、それにかける、こういつたような決定をいたしておる。これは明らかにまだ会期延長のことは全然きまつていない。きまつていないどころではない。議運でも問題になつていないところの六月十九日に、六月二十三日の休会中にかけるという決定をしておる。これも全く荒唐無稽の決定であるわけでありまして。〔拍手〕ところが、更に六月二十五日の夜には、恐らく吉田総理の子分でありますから、所労が出たのでありまして、頭がすつかり混乱いたしました。わざ／＼靴を提げて水を飲んで、ここで強次を飛ばして醜態を演じた。これは議事規則に違反し、而も議場を著しく混乱いたし

まして、〔笑聲〕参議院の権威を傷けるところのものであるわけでありまして、〔そうだ〕と呼ぶ者あり、拍手。恐らく我々の知る限りにおいては、かような強次といふものは無かつたのであります。而も小野義夫君が現在法務委員長の職責にあるといふことを考えますならば、これは決して許すべからざることであり、〔重大だ、重大だ〕と呼ぶ者あり。若しこれを許すといふことになれば、何人も議長の許可なくして演壇に上つて強次を飛ばすことができるという、全く前古未有の前例を作ることになるのであります。〔拍手〕全く上、清からされば下、澄まずと申しますか、法務委員長にしてかくの通りでありますから、今度の国会を見ておりますと、前例のないことが非常にたくさんある。或る場合には、昨日は、或る会派から、自分の会派から法律案を出しておいて、反対であればそれを撤回すればいいのに、御丁寧にそれに反対をされるといつたような、全く議會道徳を無視した行動も行われておる。〔その通り〕と呼ぶ者あり。或いは又、破壊活動防止法という、基本的人権、自由を奪おうとする法律でありますから、これを上程し、可決しようという方法においても、又その準備行動として、発言を前例を破つて時間制限するといつたような暴挙もあえて行われておる。〔そういう幼稚なことを言つては駄目だ〕と呼ぶ者あり。こ

れは明らかに、かような一連の、法務委員長みずからが法規を破る行為をするという、こいつたような混乱した末期的な症状が集中的に現われているといふことが言えると思ひるのであります。〔そうだ〕と呼ぶ者あり、拍手。私はいろ／＼同僚議員の間その他の人々の間で囁かれていた言葉を聞きまして、それによると、今度の国会のこの状態は何だ、国民に笑われると、こう言われる。国民もいろ／＼あることをば一つ御承知願ひたい。〔その通り〕と呼ぶ者あり。諸君のところにいろいろと陳情に來られたり、諸君が毎日会つておられる諸君、これは恐らく破壊活動防止法とか労働三法というのは、全く厄介な代物であるので、これを通したい諸君である。だから、諸君の背景にある人々は、このような国会は全く迷惑至極で、国会の品位を傷つけると言われるかも知れない。ところが諸君、この労働三法にしても、破壊活動防止法にしても、これを喜ばない。か

ような法律を粉砕して欲しいといふ多くの国民がおる。これらの人々は、〔少数だよ〕と呼ぶ者あり。この審議によつて破壊法なり労働三法なりが潰れることを欲しておる。〔拍手、その通りだ〕と呼ぶ者あり。私は、かような輿論政治、民主政治の建前から、我々の背景であるところのこれらの勤労大衆の輿望に應えて、合法的な闘争をこれからも一つやらなければならぬとい

は明らかに、かような一連の、法務委員長みずからが法規を破る行為をするという、こいつたような混乱した末期的な症状が集中的に現われているといふことが言えると思ひるのであります。〔そうだ〕と呼ぶ者あり、拍手。私はいろ／＼同僚議員の間その他の人々の間で囁かれていた言葉を聞きまして、それによると、今度の国会のこの状態は何だ、国民に笑われると、こう言われる。国民もいろ／＼あることをば一つ御承知願ひたい。〔その通り〕と呼ぶ者あり。諸君のところにいろいろと陳情に來られたり、諸君が毎日会つておられる諸君、これは恐らく破壊活動防止法とか労働三法というのは、全く厄介な代物であるので、これを通したい諸君である。だから、諸君の背景にある人々は、このような国会は全く迷惑至極で、国会の品位を傷つけると言われるかも知れない。ところが諸君、この労働三法にしても、破壊活動防止法にしても、これを喜ばない。か

ような法律を粉砕して欲しいといふ多くの国民がおる。これらの人々は、〔少数だよ〕と呼ぶ者あり。この審議によつて破壊法なり労働三法なりが潰れることを欲しておる。〔拍手、その通りだ〕と呼ぶ者あり。私は、かような輿論政治、民主政治の建前から、我々の背景であるところのこれらの勤労大衆の輿望に應えて、合法的な闘争をこれからも一つやらなければならぬとい

ので、寄り／＼相談をしておる次第であります。とにかくこの私が今提案をいたしております懲罰動議は、これは、これは多数決できめたりするものではなくして百二十一條にはつきり書いてある。(議長職務と呼ぶ者あり)これを若しここで諸君によつて多数で否決されるというふうな事になつたならば、我々は、さつきも申したように、すでに二百十三條の効力というものはなくなつたものと、(暴には暴を以て報いるぞ)と呼ぶ者あり)爾今我々は議長の許可なくして壇上に登つて水を飲み、弥次することが自由であるという、ここに動かすことのできない前例によりまして、さうな行動をあらえて辞さないといふことをここに申し上げまして、趣旨弁明に代る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 質疑の通告がございます。

○議長(佐藤寅次郎) 草葉隆圓君から、賛成者を得て、本動議に対する質疑及び答弁時間はそれ／＼五分以内にするといふことの動議が提出されております。(反対と叫ぶ者あり)草葉隆圓君の動議の採決をいたします。表決は記名投票を以て行います。草葉隆圓君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(佐藤寅次郎) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤寅次郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数四百四十九票、
白色票百三票、
青色票四百十六票、

よつて本動議に対する質疑及び答弁の時間はそれ／＼五分以内に制限せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百三名

早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 徳川 宗敬君
田村 文吉君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
高瀬 莊太郎君 高木 正夫君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 小林 政夫君
楠見 義男君 河井 彌八君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
柏木 庫治君 加賀 操君
小野 哲君 岡本 愛祐君
岡部 常君 梅原 眞隆君

石黒 忠篤君 飯島連次郎君
赤澤 與仁君 赤木 正雄君
結城 安次君 山川 良一君
村上 義一君 森 入三三君
島津 忠彦君 森田 豊壽君
岡田 恒次君 青山 正一君
中川 幸平君 九鬼紋十郎君
大矢半次郎君 廣瀬與兵衛君
岡崎 眞一君 楠瀬 常猪君
加藤 武徳君 城 義臣君
植竹 春彦君 山本 米治君
古池 信三君 小杉 繁安君
山縣 勝見君 石川 榮一君
木村 守江君 大谷 豊清君
一松 政二君 深水 六郎君
仁田 竹一君 草葉 隆圓君
徳川 頼貞君 左藤 義詮君
大島 定吉君 黒田 英雄君
小林 英三君 川村 松助君
寺尾 豊君 溝口 三郎君
三浦 辰雄君 堀越 儀郎君
野田 卯一君 重宗 雄三君
宮田 重文君 宮本 邦彦君
杉原 荒太君 田方 進君
秋山俊一郎君 鈴木 直人君
石村 幸作君 長谷山行敏君
堀 末治君 鈴木 恭一君
愛知 葵一君 安井 謙君
平林 太一君 長島 銀藏君
竹中 七郎君 菊田 七平君
瀧淵 春次君 一園 伊能君
滝井治三郎君 池田宇右衛門君
駒井 藤平君 林屋盛次郎君

反対者(青色票)氏名 四十六名

油井賢太郎君 北村 一男君
中山 壽彦君 白波瀬米吉君
岩沢 忠恭君 栗栖 勉夫君
西田 隆男君 大屋 晋三君
泉山 三六君 横尾 龍君
石坂 豊一君 大隈 信幸君
谷口弘三郎君
成瀬 峰治君 千葉 信君
三輪 貞治君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君
小酒井義男君 梅津 錦一君
有馬 英二君 荒木正三郎君
内村 清次君 松浦 定義君
松原 一彦君 高田なほ子君
森崎 隆君 吉田 法晴君
和田 博雄君 岩男 仁蔵君
菊川 孝夫君 河崎 ナツ君
小笠原三三男君 木下 源吾君
金子 洋文君 須藤 五郎君
岩間 正男君 榮岩 傳一君
江田 三郎君 水橋 藤作君
鈴木 清一君 岩崎正三郎君
大野 幸一君 千田 正君
東 隆君 田中 一君
矢嶋 三義君 カニエ邦彦君
小川 亦治君 山下 義信君
赤松 常子君 小松 正雄君
棚橋 小虎君 波多野 鼎君
原 虎一君 曾根 益君
下條 恭兵君 片岡 文重君

○議長(佐藤寅次郎) これより発言を許します。江田三郎君。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 只今三輪君から趣旨の弁明のありました提案に対しましては、これは人を懲罰する問題でございますからして、私は慎重を要すると思ひまして、同じ会派に属しておりますけれども、私自身は(弁解するな)と呼ぶ者あり)この提案者になつておられないのであります。(又割れたか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)諸君はかれこれ言つておりますけれども、いやしくも人を懲罰に付するといふことについては(反対)と呼ぶ者あり)慎重の上に慎重を期せなければならぬのであります。(撤回したらどうです)と呼ぶ者あり)併し、若し三輪君の言ひがごとく法務委員長がみずから参議院規則に違反するような行動をとつたとしますならば、(国会法にも違反している)と呼ぶ者あり)これは誠に許しがたいことでありまして、我々は慎重でなければならぬと同時に、同時に峻厳な態度を以て臨まなければならぬと思ひます。

三輪君の提案の説明によりまして、速記録によると、明らかに小野君は議長(佐藤寅次郎)の許可を得ずして演壇を占領しております。併しながら私は最近の速記につきましては若干の疑義を持つものであります。昨日も記名投票の採決の報告に当りまして、十五票と三十五票

官 報 (号 外)

との違いというようなことを現実に見せつけられておりますので、これはただ速記録だけだとして当時の録音でも出して頂かないと、私としては、はつきりとした結論に到達することができないと思うのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)提案者にさうな意思があるかどうかということであり

ただ小野君が演壇を占領しておるといふことは、これは二十六日の読売新聞なり毎日新聞の国会の散会直前の写真、直後の写真、この二つにはつきりと現れておまして、この点は私は何ら疑義を差し挟む余地はないと思うのであります。その発言につきましては只今申しますように若干疑義がございますので、この点を提案者にお尋ねするのであります。

なお又、人を懲罰に付する場合には、こういう条件だけなしに、如何なる意図を持つてやつたかということが問題になるのであります。恐らく小野君は議場の混乱で錯誤を来たしてやつたというように言われると思うのであります。私も一応そう思いました。併しよく考えてみると、委員会が提案のごときことを僅か三分間でやるはずはないのでありますからして、これは常識で考えまして、あと三分間は、誠におかしいのであります。ま

さかこれは錯誤ではないと思う。若し

さういいたしますならば、別な意図を持つてやつたとか考えられない。然らば別な意図とは何であるかと言え、第一に考えられるのは、この際、法務委員長から演壇を占領して、野党を挑発して国会を混乱に陥れて、(笑声)国会混乱の責任を全部野党に背せようという、(拍手)そういう意図ではなかつたかと思つてあります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)或いは又、いま一つ考えられるのは、この際、混乱に乗じておけのわからんことを言つた先例があるのであります。二本の指を以て何かを決定したというやうな先例もございまして、そういう故智に倣つて、混雑まじれに破防法を一挙に通過させようという意図を持つておつたのではないかと考えられるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)そこで、そういう本人がどういう意図を持つてやつたかということが、この懲罰を付するか否かを決定するのに重要な資料になつて参りますので、これは本人の弁明もいざれあると思ひますけれども、提案者はさういふことについてどういふ判断をしてこの提案をされたかといふことをお尋ねしたいと思ひます。その答弁によりまして私は再質問をいたしたいと思ひます。

○議長(佐藤寅次郎) 三輪貞治君。(三輪貞治君、登壇)

○三輪貞治君 答えいたします。

只今江田君の御質問にありますが、うに、懲罰の問題は一身上の問題でありますから、慎重にこれを取扱わなければならぬといふことは、(恥かしうないか)と(呼ぶ者あり)これは質問者の御意見通りであります。併しなから、我々は慎重にしなければならぬといふ考え方のために非合法的な行動を若し許すといふやうなことがあつてはなりませんから、(芝居はやめろ)と(呼ぶ者あり)只今の御発言のやうに、慎重であると共に厳格でなければならぬといふことは全く同感であります。(笑声)そこで江田君は恐らく私が紹介した速記録をば必ずしもその通りに御信用になれないので、かような御質問をされたと思ひますが、これは全く今までの前例においてもかような疑義が生じた以上、これを私がかような疑義が生じた以上、これを明らかにしなければならぬ責任を感じます。併しなから、この録音は、実は私が取つて持つておるわけでもないので、これはこれから事務局のほうに一つ御覧を願つてそこで御紹介を願わなければならぬ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)これは私は現に聞いております。現に聞いておりますが、併し江田君が聞いたことでないから、私が聞いたと言つて聞かしても、これは信用されないうと思ひます。そこで一つ(「聞きたいぞ」と呼ぶ者あり)録音を

御紹介したいと思ひます。それから、如何なる意図で小野義夫君がこの壇上を占拠したか、これは私にも全然わからないことでもあります。併し問題は、小野君が如何なる意図であつたかといふことにかかわらず、ここを議長長の許可なしに占拠したといふこの事実が、私たちに對しては懲罰の対象となるわけであつて、(「そうだ」と呼ぶ者あり)私はこの如何なる意図であつたかといふことは、これは又別問題として考えてみたい。かゝうに考えておる次第であります。事務局において先ほどの録音の件は適当にお取計らいを願ひたいと思ひます。(「すぐやれ」「すぐ命じて下さい」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 江田君、何ですか。

○江田三郎君 再質問。

○議長(佐藤寅次郎) 再質問の時間はございせん。(「ある」と呼ぶ者あり、拍手)議長はベルを押しました。再質問の時間はございせん。岩間正男君……岩間正男君の登壇を願ひます。(録音々々と呼ぶ者あり)岩間正男君の登壇を求めます。

○議長(佐藤寅次郎) 岩間君は発言をなさいませんか。

○岩間正男君 議長、今質問者があつてで用談をやつてゐるので、私は質問

したくてもああいう状態では質問できないと思ひます。

○議長(佐藤寅次郎) 岩間君に質問を願ひます。

○岩間正男君 質問を、私は三輪君に質問なんです。……かまわないうといふのですか。

○議長(佐藤寅次郎) 質問なさらないのですか。

○岩間正男君 三輪君、私はあなたに、私はあなたに質問をしたいのです。が、早く帰つて頂きたいと思ひます。あなたは神様ではないだろう。神様ではないだろうと思ひます。それは小野君の懲罰動議に對する提案理由説明につきまして三輪君に質問したいと思ひます。誠に今度の事件は、これは私も未だ曾つて聞いたことがない。演壇を占領してやつたなどといふことは、これは世界の国会史にも殆んど例がないだろうと思ひます。こういう前例のないことがこれは行われておるのであります。ここに今度の国会の性格がはつきり私は浮彫りにされておるやうに思ひます。先ずこれは三輪君の点につきまして、先ずこれは三輪君から先ほど説明があつたのであります。が、この点を今国会の性格との関連においてもつと明確にして欲しいと思ひます。

第二の質問は、これは、こういうやうなことは当然議院の秩序を維持する上において、殊に演壇占拠などという

ことは、これは実に重大な問題であります。第五回国会における懲罰事犯に徴し、この演壇占拠が非常に重く取扱われておる。従いまして、これは我々の見解では、このような秩序を紊す問題につきましては、国会法百十六條に「會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議場の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わなるときは、議長は、当日の會議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させる」云々ということがある。更に議長のもののような議員の違反行為に対して議長権限を以てする懲罰事項もあるものであります。併しこれは絶対に議長において濫用すべきではないと思うのでありますが、この問題に関する限り、これは演壇占拠というやうな未曾有の事件であります。故に、むしろ私は議長において、三輪君が提案される前に、事前におきましてこれをはつきりするというのが根本的態度であるとは私に考へるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)三輪君の御意見は如何でありますか。この点、第二点として伺ひたいします。

第三点としましては、それにもかかわらず、三輪君がこのやうな忍びがたところを忍んで懲罰勅諭を出されたというところは、(笑聲)飽くまでも国会の権威は維持されなければならない、

秩序は保持されなければならない、こゝういふ観点から、大局的な立場に立つて、一切の詰らない政治的取引などではなくて、大局的な見地から国会の品位を高めるために提案されたと思ふのであります。この点に關する提案者の御意見を伺ひたいと思ふのであります。

第四点といたしまして、若しもこの勅諭が否決されるやうなことがあれば、今後議事運営の秩序は絶対私に保たれないと思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)即ち議長の許可なく演壇を占拠するなどということは、すべてこれは合法的だということになりまして、一切のやうな行為について、我々は行動の自由を有するものと、こゝ解釈せざるを得ないのであります。その点に關しまして三輪君の、提案者のこれは御意見を伺ひたいと思ひます。

以上四點に亘つて御意見を伺つて、再質問の時間を保留いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 三輪貞治君。

(三輪貞治君登壇)

○三輪貞治君 御意見をいたします。岩間君の御質問は相當御意見に亘ることもございましたから、要約いたしましてお答えを申し上げます。

先ず私の受取つた質問の第一點は、国会法百十六條に該当するところの懲罰事犯であるから、これは、こゝで懲罰勅諭が出るまでもなく、議長におい

て適當な処置があつて然るべきであらうといふことでございますが、これは私は議長においてさやうなお取計らいをされ、御注意をされたことはまだ聞いておりませんから、これは議長において後ほどお答えを願つて御了承を得たいと思ひます。(「了解」と呼ぶ者あり)

又採決によることの問題であります。これは私も、絶対に、採決によつて、多数によつて、正しいことが悪いとされ、悪いことが正しいとされるやうなことは許すべきでない。(「ないよ、そんなことは」矛盾しているよ)と呼ぶ者あり)若し同じ事犯で、議長の許可なく演壇を占拠したという事例が少数に起り、その場合に多数から勅諭が出て、多数決で懲罰をされる。多数決が同じ事件を起して少数から勅諭が出てこれは採決をされ懲罰に付されぬ。こゝういふことがあつては、これはならないのであつて、問題は同じその行動が、懲罰になるかならないかといふことであるから、私は賢明なる議長において適當なお取計らいがあると思ふのであります。勿論、昨日不信任案が出たやうに、今や議長は相當に中立的立場を放棄されて、自由党に一切倒されたかのごとき懸念も持ちますけれども、このことに関して

は、恐らく私は參議院規則に明らかに示されておるところでありますから、これは公平なる御処置が願へるものと、かように存する次第であります。

次に、一体この懲罰勅諭はどのような動機で起されたか、小さい党派根性から、ただ單なる議場の駆け引きではないかといふやうなことを、大局的な立場から見たかといふことであります。が、勿論これは大局的な立場でありまして、今質疑をされた岩間君がさやうな事件を起されても懲罰勅諭を出します。又ほかの如何なる党派から同じやうな事件が起されても、私は同じ懲罰勅諭を提出したのであるやうことをばこゝに申し上げまして、私の大局的な立場、參議院の權威を重んじようといふ立場をこゝに闡明いたしておきたいと思ひます。(「立派だ、立派だ」と呼ぶ者あり)

○岩間正男君 再質問いたしたいと思ひます。と述ぶ、「時間が無い」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤寅次郎) 再質問を許します。岩間正男君。

○岩間正男君 三輪議員の只今の私の質問に対する御答弁は、稀に見る立派なものであらうと思ふのであります。(笑聲)政府委員なんか、とよ及ばないこれはよい御答弁だと私は思ふのであります。第一項、第二項、第三項につきましては、大体私もそのやうに了承するのであります。併し、第四項に對しまして、若しこの勅諭が否決され

るやうな場合があれば、一体今後の參議院の議事の運営はどうなるかわかりません。殊に中心的な問題であります。この演壇占拠のごときは、議長の許可なくして自由にこれを行なつたとして、どの会派の誰がやつたとして、今後どのように議長がこれを懲罰したり、これを一体注意を與えたりする根拠があり得るかといふ問題、これは実に重大な問題であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この点については、はつきり、今後の參議院の運営のために先例を開くことと思ひますので、もう一度これは御答弁をお願い申し上げます。

○議長(佐藤寅次郎) 三輪貞治君。

(三輪貞治君登壇)

○三輪貞治君 御答をいたします。先ほどの御質問のうち失念をいたしましたので、誠に相済みなかつたと思ひますが、只今の御質問は非常に重大であります。(笑聲)これが若し議長において適當な、国会法百十六條の違反事件としてお取扱ひにならないとか、或は又、私が最も懸念しておるところの、これを多数によつて否決するといふやうな事態が起きましたならば、先ほどの趣旨弁明でも明らかにいたしましたやうに、これは何人も議長

の許可を得ずして演壇に上つてはならないといふ條文が全く無視される結果に相成りますから、爾今議長の許可なくして演壇を、議員のものであるか

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 議員小野義夫君懲罰の動議

ら、民主的にこれは何人も使えるといふ重大な事例をここに残すものであるといふことを、私は考える次第であります。これは議長において又その見解をはつきりお述べ願いたいと思う次第であります。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

〔水橋藤作君登壇〕

○水橋藤作君 私は三輪議員の懲罰動議に對しましては、江田氏及び岩間氏から質問された点によりまして或る程度明快になりましたが、ただ一つ私にわからないことがありますので、三輪君に御質問申し上げます。それは、先ほど三輪君が、小野委員長が登壇されたときに靴を持って登壇されたといふことをおっしゃったのですが、その靴の中に何が入っていたか、(笑聲)私は非常に疑問に思ふので、その点一応三輪さん御存じかどうか、一つお伺いしたい。それからもう一点、この重大問題を(笑聲)三輪君が議長にこの善処方を御相談になつたかどうか。この点を二点御質問申し上げます。

○議長(佐藤寅次郎) 三輪貞治君。

〔三輪貞治君登壇〕

「臭い」(休憩「暫時休憩」)「換気が悪いぞ」靴の中から出たんじやないか「自由党の匂いだぞ」天変だ、有毒なガスだ「呼ぶ者あり、その他発言する者多し、笑聲」

○三輪貞治君 お答えを申し上げます。小野義夫君が演壇を占拠した場合

に……「臭い」(議事進行について)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ○議長(佐藤寅次郎) 続けて下さい。

○三輪貞治君(續) 只今の水橋君の御質問にお答え申し上げます。

小野義夫君が当日不法に壇上を占拠した場合に靴を携行しておつたが、その内容は如何なるものであるかと——これは全く提案者のあずかり知らないところであります。勿論靴を持ってこに上ることは、発言を許された場合には、説明或いは質問の資料を持つて上ることもあり得るから、許されるであらうと思ひますけれども、恐らく張次のために壇上を占拠する場合に、御丁寧に靴を持って上るといふことは、中身が何であつても許さるべき問題ではないと思ひますけれども、その内容が何であるかといふことに對しては、提案者は残念ながらあずかり知らないのであります。又、私がこの動議を出してゐるのは、さういふ靴の内容が何であらうとも、不法に占拠したといふその事実の一つで足りるのであります。私はそのことについては又問題を別にして頂きたいと存する次第であります。

次に、議長に事前に相談をしたかといふことでございますが、これは自動的に議長が国会法並びに参議院規則によつて御指置をされる義務があるものであつて、我々がそれを促すまでもないことであると存じまして、事前に相談をいたしておりましたので、御了承願ひたいと思ひます。(議事進行)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 暫時休憩いたし

○議長(佐藤寅次郎) 江田三郎君、何ですか。

○江田三郎君 先ほど来から議場内に臭様な臭気が発生しております、恐らく議長席ではおわかりにならんかもわかりませんが、この辺にいますと全く臭くて堪えられないのであります。

〔議事進行〕「議行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ここへ来て嗅いで下さるとわかるのですが、臭気の原因を調査されて、速かに換気をやつて頂きたいと思ふのです。議長の所ではわからないかも知れませんが、この辺では全く堪えられないのであります。

〔議事進行〕議長、来て下さい」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) その点は只今取調べております。

水橋藤作君に質問を続けて頂きます。

〔責任者が来て匂いを嗅いで御覧よ〕「大変な匂いだ」議長壇らんと呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

〔水橋藤作君登壇〕

○水橋藤作君 只今三輪議員の御答弁が私に難音が入りまして聞えないのと、臭くて聞えなかつたから、もう一回御説明をお願いしたいと思います。

○議長(佐藤寅次郎) 暫時休憩いたし

午前十一時三十分休憩

午後二時四十分開議

○議長(佐藤寅次郎) 休憩前に引続き、會議を開きます。

〔江田三郎君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤寅次郎) 江田三郎君、何ですか。

○江田三郎君 先ほど私は本議場内の臭様な臭気についてお尋ねしたのであります。その調査の結果を詳細に御報告願ひたいと思ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 懲罰動議に関する審議を続行いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 江田君の御質問の前に御報告申し上げることに考へておりました。

議場の臭気の原因を調査した結果を御報告いたします。(笑聲)構内の西北の塵埃置場から連日の雨で腐敗した塵埃をトラックで搬出したため、その臭気が近くにある空気取入装置から送風されたためであります。

○議長(佐藤寅次郎) 懲罰動議に関する審議を続行いたします。

〔江田三郎君〕それでは安心できないのであります」と述べ)

〔進行〕「議事進行中だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎) 江田三郎君、何をですか。よく聞えませんでしたか……。

〔議事進行〕「必要なし」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○江田三郎君 一体あの臭気は、今どういうわけで発生したかといふことはわかりましたが、如何なる成分を持つた臭気であるのか、それを吸い込んだがためにどういふ支障があるのかどうか、そういうことを具体的な調査の結果を報告願わなければ若し手当を要するならば、我々はその手当をしなければならぬのであります。その点をも少し詳しく御報告願ひます。(必要なし)「進行々々」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 暫時休憩いたし

午前十一時三十分休憩

午後二時四十分開議

○議長(佐藤寅次郎) 休憩前に引続き、會議を開きます。

〔江田三郎君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤寅次郎) 江田三郎君、何ですか。

○江田三郎君 先ほど私は本議場内の臭様な臭気についてお尋ねしたのであります。その調査の結果を詳細に御報告願ひたいと思ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 懲罰動議に関する審議を続行いたします。

〔江田三郎君〕それでは安心できないのであります」と述べ)

〔進行〕「議事進行中だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎) 江田君の御質問には答弁の必要を認めません。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

ここに登壇をして、而もそれが議長の許可なしに議決をしておつたというこの事実を、速記録或いは翌朝のラジオの放送等で確かめた、このことについて懲罰の議案が生じたので、この動議を出したというのとどまるのであります。でありますから、若しほかにこれを挑発して無理やりこの壇上を占拠せしめて議決をやらせたとする者がほかにあるならば、これは又水橋君なりその他の諸君の別な懲罰動議によることであらうと考へるのであります。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

動議の採決をいたします。この採決は記名投票を以て行います。質疑を終局することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

○議長(佐藤寅次郎) 水橋藤作君。

新谷寅三郎君 島村 軍次君
西郷吉之助君 小宮山常吉君
小林 政夫君 片柳 眞吉君
柏木 康治君 加賀 操君
小野 哲君 尾崎 行雄君
奥 むめお君 岡本 愛祐君
岡部 常君 梅原 眞隆君
伊藤 保平君 石黒 忠篤君
飯島通次郎君 赤澤 與仁君
赤木 正雄君 結城 安次君
山本 勇造君 山川 良一君
村上 義一君 森 八三三君
島津 忠彦君 上原 正吉君
森田 豊彦君 岡田 信次君
青山 正一君 玉柳 實君
中川 幸平君 九鬼教十郎君
大矢半次郎君 郡 祐一君
廣瀬兵衛君 岡崎 眞一君
橋瀬 常雄君 加藤 武雄君
城 義臣君 植竹 春彦君
山本 米治君 古池 信三君
小杉 繁安君 山縣 勝見君
石川 榮一君 木村 守江君
西山 龜七君 大谷 豊潤君
一松 政二君 深水 六郎君
草葉 隆圓君 徳川 頼貞君
左藤 義詮君 大島 定吉君
黒田 英雄君 小林 英三君
中川 以良君 川村 松助君
寺尾 豊君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 穰君 堀越 儀郎君
小野 義夫君 小串 清一君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

賛成者(白色票)氏名 百三十七名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君

重宗 雄三君 大野木秀次郎君
入交 太蔵君 西川基五郎君
宮本 邦彦君 平井 太郎君
杉原 荒太君 田方 進君
松本 昇君 秋山俊一郎君
鈴木 直人君 石村 幸作君
長谷山行敏君 高橋進太郎君
堀 末治君 鈴木 恭一君
愛知 授一君 安井 謙君
平林 太一君 平沼彌太郎君
菊田 七平君 小川 久義君
澤淵 春次君 園 伊能君
海井治三郎君 池田宇右衛門君
前之園喜一郎君 駒井 藤平君
林屋大次郎君 油井賢太郎君
北村 一男君 中山 壽彦君
白波瀬米吉君 岩沢 忠恭君
鈴木 彌平君 木内 四郎君
栗栖 越夫君 大屋 晋三君
泉山 三六君 黒川 武雄君
横尾 龍君 石坂 豊一君
大隈 信幸君 木内キヤウ君
谷口弥三郎君 石原幹市郎君
有馬 英二君 紅露 みつ君
石川 清一君 松浦 定義君
山崎 恒君 深川榮左門君
岩木 哲夫君 岩男 仁蔵君
一松 定吉君 櫻内 辰郎君
岡村文四郎君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

反対者(青色票)氏名 五十四名
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 議員小野義夫君懲罰の動議

一二四六

小酒井義男君 栗山 良夫君
梅津 錦一君 荒木正三郎君
内村 清次君 高田なほ子君
森崎 隆君 吉田 法晴君
和田 博雄君 菊川 孝夫君
岡田 宗司君 河崎 ナツ君
小笠原三三男君 木下 源吾君
金子 洋文君 野澤 勝君
須藤 五郎君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 江田 三郎君
木村福八郎君 堀 眞琴君
水橋 藤作君 岩崎正三郎君
大野 幸一君 千田 正君
東 隆君 田中 一君
山田 節男君 齋 武雄君
西園寺公二君 矢嶋 三義君
村尾 重雄君 カニエ邦彦君
島 清君 佐々木良作君
松永 義雄君 相馬 助治君
中村 正雄君 山下 義信君
赤松 常子君 小松 正雄君
伊藤 修君 棚橋 小虎君
原 虎一君 下條 恭兵君
松浦 清一君 片岡 文重君

した件につきまして、議長並びに事務
当局において発言せられんことの動議
を提出いたします。(異議なし)「必要
なし」と呼ぶ者あり
○議長(佐藤寅次郎君) 只今の三輪君の
動議に賛成の諸君の起立を求めます。
(これは賛成とか反対とかできるべ
きものでない)と呼ぶ者あり
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤寅次郎君) 少数と認めま
す。(議長交代)と呼ぶ者あり、その
他発言する者多し)三輪君の動議は少
数でありましたので否決せられまし
た。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎君) 小野義夫君より
一身上の弁明を求められましたので、
これを許可いたします。小野義夫君。
〔小野義夫君登壇〕
○小野義夫君 去る二十四日破防法が
上程されました時、私は法案の上程に
就いて委員長長の報告を求められたもの
と思いましたが、「議長」と呼んで登壇い
たして、委員長報告を始めました。混
乱喧騒の中とは申せ、私の不注意から
皆様に御迷惑をかけたことは誠に
申訳ないと思惟いたしておる次第であ
ります。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎君) 懲罰の動議は討
論を用いないで採決をいたすことにな
っております。これより本動議の採決
をいたします。この採決は記名投票を

以て行います。小野義夫君懲罰の動議
に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君
は青色票を、御登壇の上、御投票願ひ
ます。氏名点呼を行います。議場の閉
鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(佐藤寅次郎君) 投票漏れはござ
いませぬか……投票漏れはないと認め
ます。これより開票いたします。投票
を参事に計算いたさせます。議場の開
鎖を命じます。
〔議場開鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(佐藤寅次郎君) 投票の結果を報
告いたします。
投票総数八百八十三票、
白色票二十九票、
青色票五百五十四票、
よつて小野義夫君懲罰の動議は否決
せられました。(拍手)
〔参照〕
賛成者(白色票)氏名 二十九名
成瀬 幡治君 千葉 信君
三輪 貞治君 小林 孝平君
三橋八次郎君 若木 勝蔵君
中田 吉雄君 小酒井義男君
栗山 良夫君 梅津 錦一君
荒木正三郎君 内村 清次君
高田なほ子君 森崎 隆君
吉田 法晴君 和田 博雄君

反対者(青色票)氏名 五百五十四名
菊川 孝夫君 岡田 宗司君
河崎 ナツ君 小笠原三三男君
金子 洋文君 須藤 五郎君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
江田 三郎君 木村福八郎君
堀 眞琴君 水橋 藤作君
鈴木 清一君
反対者(青色票)氏名 五百五十四名
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君
新谷實三郎君 島村 軍次君
西郷吉之助君 小宮山常吉君
小林 政夫君 楠見 義男君
片柳 眞吉君 柏木 庫治君
加賀 操君 小野 哲君
尾崎 行雄君 奥 むめお君
岡本 愛祐君 岡部 常君
梅原 眞隆君 伊藤 保平君
石黒 忠篤君 飯島連次郎君
赤澤 與仁君 赤木 正雄君
山本 勇造君 山川 良一君
村上 義一君 森 八三一君
島津 忠彦君 上原 正吉君
森田 豊彦君 岡田 信次君
青山 正一君 玉柳 實君
中川 幸平君 九鬼紋十郎君
大矢半次郎君 郡 祐一君

廣瀬與兵衛君 岡崎 眞一君
楠瀬 常猪君 加藤 武徳君
城 義臣君 植竹 春彦君
山本 米治君 古池 信三君
小杉 繁安君 山縣 勝見君
石川 榮一君 木村 守江君
西山 龜七君 大谷 盛清君
一松 政二君 深水 六郎君
草葉 隆圓君 徳川 頼貞君
左藤 義詮君 大島 定吉君
黒田 英雄君 小林 英三君
中川 以良君 川村 松助君
寺尾 豊君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 稔君 堀越 儀郎君
小串 清一君 重宗 雄三君
大野木秀次郎君 入交 太蔵君
西川五五郎君 宮本 邦彦君
平井 太郎君 杉原 荒太君
田方 進君 松本 昇君
秋山俊一郎君 鈴木 直人君
石村 幸作君 長谷山行毅君
高橋進太郎君 堀 末治君
鈴木 恭一君 愛知 揆一君
安井 謙君 平林 太一君
平沼彌太郎君 菊田 七平君
小川 久義君 溝淵 春次君
團 伊能君 滝井治三郎君
池田宇右衛門君 前之園喜一郎君
駒井 藤平君 林屋龜太郎君
油井賢太郎君 北村 一男君
中山 壽彦君 白波瀬米吉君
岩沢 忠恭君 鈴木 強平君

木内 四郎君 栗栖 越夫君
大屋 晋三君 泉山 三六君
黒川 武雄君 横尾 龍君
石坂 豊一君 大隈 信幸君
木内キヤウ君 谷口弥三郎君
石原幹市郎君 有馬 英二君
紅露 みつ君 石川 清一君
松浦 定義君 松原 一彦君
山崎 恒君 深川榮左エ門君
岩木 哲夫君 岩男 仁藏君
一松 定吉君 櫻内 辰郎君
岡村文四郎君 岩崎正三郎君
大野 幸一君 上條 愛一君
田中 一君 山田 節男君
齋 武雄君 松永 義雄君
相馬 助治君 中村 正雄君
赤松 常子君 小松 正雄君
伊藤 修君 柳橋 小虎君
原 虎一君 下條 恭兵君
松浦 清一君 片岡 文重君

〔小林英三君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤岡武君) 小林英三君。

○小林英三君 私、この際、すべての動議に先んじて、日程第一より日程第三までの議案の審議に直ちにいられんことの動議を提出いたします。(拍手、議場騒然)

○池田宇右衛門君 賛成。(発言する者多く、議場騒然)

○鈴木直人君 私は只今の動議に賛成いたします。(拍手、「賛成」「異議あり」)

り「そんなことをしちや駄目だよ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤岡武君) 賛成者鈴木……(議場騒然)小林英三君の動議は賛成者があるので成立いたしました。

小林君の動議の採決をいたします。

表決は記名投票を以て行います。(拍手)小林君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を……(懸動だぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)繰返します。賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔登壇するな〕懲罰するぞ「発言者を整理しろ」通路を邪魔する手はないじやないか「休憩の動議を提出いたします。」「休憩を要求いたします」「議場混乱につき休憩を要求します」「休憩の要なし」「議事進行、議事進行」「議長、整理」「休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)

○議長(佐藤岡武君) 暫時休憩いたします。

午後三時二十一分休憩
午後十時四十六分開議

○議長(佐藤岡武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。(懲罰動議はどうするのだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)……降壇を命じます。議員諸君は各自の席にお歸り下さい。(懲罰動議はどうするのだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)……諸君の降壇を命じます。席にお歸り下さい。懲罰、執行して下さい。(懲罰動議を優先しろ)何をやってゐるのだ」「何もやらないのにそんなことをやる必要ないじやないか」「諸君、国会を守らなければ駄目だよ、国会を守れ」「議長、執行「暴力だよ、議長「こういふことをやれると思ふのか」「あなたはやれると思ふのか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)……席にお着き下さい、席に……懲罰、執行して下さい。(拍手)席に帰つて下さい。席に……(懲罰動議はどうするのだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)……南に……(拍手、「参議院規則はどうするのだ」と呼ぶ者あり)議員諸君の着席を求めます。議員諸君の着席を求めます。繰返して申し上げます。(議長、公平にしないさい「参議院規則を守れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)三輪貞治君、降壇を命じます。三輪貞治君、降壇を命じます。(拍手、「懲罰動議はどうする」「暴力じやないか」「休憩」と呼ぶ者あり、議場騒然)

休憩前の会議において記名投票中休憩いたしましたので、同投票はこれを無効とし、これより改めて小林君の動議の採決をいたします。(拍手)小林君の、すべての動議に先立ち日程第一より第三までの議案の審議に直ちに入ることの動議を問題に供します。表決は記名投票を以て行います。小林君の動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔懲罰動議を下れ〕と呼ぶ者あり、議場騒然)

○議長(佐藤岡武君) 投票漏れはございませんか。

〔あるよ、大ありだ〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤岡武君) 只今行われております投票については、只今から五分間に制限いたします。(拍手、議場騒然)繰返して申し上げます。只今行われております投票については、只今から五分間に制限いたします。(拍手)速かに投票を願います。……速かに投票を願います。(議長、動議が出ていますよ)と呼ぶ者あり)速かに投票を願います。(動議々々「暴力を用いて採決させようとしてもできませんよ」「議事進行の発言があります」「議事進行の発言を求めてますよ」と呼ぶ者あり)速かに投票をお願いいたします。時間が参りますれば、投票は閉鎖いたします。(何故議事進行の発言を許さないのだ)と呼ぶ者あり、議場騒然)議事進行の発言は、議長のと認めるときに発言を許します。(拍手、「議長公平」「信念でやらなければ駄目だよ」「議長、の命に従え」「議事進行の発言はどうする」と呼ぶ者あり、議場騒然、拍手)速かに投票を願います。(拍手、「何の投票です、議長は、わからんよ」「誰の議長か」と呼ぶ者あり)直ちに投票を願います。(拍手、「議長、公平」「議長、暴力だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)直ちに投票を願います。(議事進行の発言があるぞ「議事進行の発言を認めろよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

制限時間に達しました。これにて投票は終了したものと認めます。これより開票をいたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤岡武君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百二十三票、
白色票百二十三票、
青色票ゼロ票、
よつて小林君の動議は可決せられました。

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十三名

藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 徳川 宗敬君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
高田 寛君 高木 正夫君
新谷寅三郎君 島村 軍次君
西郷吉之助君 小宮山常吉君
小林 政夫君 楠見 義男君
河井 彌八君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 柏木 庫治君
加賀 操君 小野 哲君
奥 むめお君 岡本 愛祐君
岡部 常君 梅原 眞隆君
井上なつお君 伊藤 保平君
石黒 忠篤君 飯島連次郎君
赤澤 與仁君 赤木 正雄君
結城 安次君 村上 義一君
森 八三一君 島津 忠彦君
上原 正吉君 岡田 信次君
青山 正一君 中川 幸平君
九鬼紋十郎君 大矢半次郎君
都 祐一君 岡崎 眞一君
楠瀬 常雄君 加藤 武徳君
城 義臣君 植竹 春彦君
山本 米治君 古池 信三君
小杉 繁安君 山縣 勝見君
石川 榮一君 木村 守江君
西山 龜七君 大谷 豊潤君
一松 政二君 深水 六郎君

仁田 竹一君 草葉 隆圓君
徳川 頼貞君 左藤 義詮君
大島 定吉君 黒田 英雄君
小林 英三君 中川 以良君
川村 松助君 寺尾 豊君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
三浦 辰雄君 堀越 儀郎君
小串 清一君 野田 卯一君
重宗 雄三君 大野木秀次郎君
入交 太蔵君 宮田 重文君
西川 滋五郎君 平井 太郎君
杉原 荒太君 松本 昇君
秋山俊一郎君 鈴木 直人君
石村 幸作君 長谷山行教君
高橋進太郎君 堀 末治君
鈴木 恭一君 愛知 授一君
安井 謙君 長島 銀蔵君
平沼彌太郎君 菊田 七平君
齋淵 春次君 團 伊能君
滝井治三郎君 池田宇右衛門君
前之園喜一郎君 駒井 藤平君
林屋龜次郎君 油井賢太郎君
北村 一男君 中山 壽彦君
白波瀬米吉君 岩沢 忠恭君
木内 四郎君 栗栖 越夫君
大屋 晋三君 泉山 三六君
黒川 武雄君 横尾 龍君
石坂 豊一君 境野 清雄君
大隈 信幸君 木内キヤウ君
谷口弥三郎君 稻垣平太郎君
石原幹市郎君

○議長(佐藤寅次郎) 日程第一、破壊活動防止法案、(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

日程第二、公安調査庁設置法案、日程第三、公安審査委員会設置法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

審査報告書

破壊活動防止法案

右多数をもって否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十九日

法務委員長 小野 義夫

参議院議長佐藤寅次郎

多数意見者署名

伊藤 修 片岡 文重
羽仁 五郎 内村 清次
吉田 法晴 紅露 みつ
松浦 定義 岡部 常
中山 福蔵 宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、従来の刑事法上の若干の重要な刑罰規定を補整して、これに該当する行為を暴力主義的破壊活動と規定し、かかる行為が、行為者の属する団体の意思に

基いて行われたものと認められる場合においては、行為者の処罰とは別に当該団体に對して特殊の行政的措置たるところの規制処分を行うことができるものとし、その処分内容及び手続等について規定したものである。

規制処分の内容は、一時的措置としての団体活動の制限及び終局的な措置としての団体の解散の指定の二つであり、いずれの場合においても処分の法律上の効果として当該団体の役員又は構成員は団体のための行為を制限又は禁止され、これに違反したときは罰せられることになる。規制措置の手続については、調査及び処分の請求は公安調査庁が、審査決定は公安審査委員会がそれぞれこれを行うものと定めている。

委員会においては、本法案の内容容において思想、集会、結社及び表現の自由即ち憲法の保障する基本的人権が制限され、且つ行政機関において濫用される虞れがあることを認めて本法案を否決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失
本法案は、国民生活を萎縮せしめ、恐るはわが国における民主主義の育成発展に支障を及ぼす虞れあるものと認める。

破壊活動防止法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月十五日

参議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤寅次郎

(小字及び一は衆議院修正)

破壊活動防止法案

破壊活動防止法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)
第二章 破壊的団体の規制(第四條—第九條)

第三章 破壊的団体の規制の手続(第十條—第二十五條)
第四章 調査(第二十六條—第三十三條)

第五章 雑則(第三十四條—第三十六條)
第六章 罰則(第三十七條—第四十三條)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に對する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄與することを目的とする。

項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体

二 団体の活動として第三條第一項第二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し、若しくはせんと動して、これを行わせた団体

三 第四條第一項の処分を受け、さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体

(団体のためにする行為の禁止)

第七條 前條の処分が効力を生じた後は、当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。

但し、その処分の効力に関する訴訟又は当該団体の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行為は、この限でない。

(脱法行為の禁止)

第八條 前條に規定する者は、いかなる名義においても、同條の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

(財産の整理)

第九條 法人について、第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないこ

とが確定したときは、その法人は、解散する。

2 第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないことが確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産を整理しなければならない。

3 前項の財産整理が終了したときは、当該団体の役員であつた者は、そのてん末を公安調査庁長官に届け出なければならない。

第三章 破壊的団体の規制の手続

(処分の請求)

第十條 第四條第一項及び第六條の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

(通知)

第十一條 公安調査庁長官は、前條の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該団体が事件につき弁明をなすべき期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、処分の請求をしようとする事由の要旨並びに弁明の期日及び場所を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知られているときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)

第十二條 前條第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができる。

(意見の陳述及び証拠の提出)

第十三條 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内限り、弁明の期日に出席して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員(以下「審理官」という。)に対し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。

(傍聴)

第十四條 当該団体は、五人以内の立会人を選任することができる。

2 当該団体が立会人を選任したときは、公安調査庁長官にその氏名を届け出なければならない。

3 弁明の期日には、立会人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴することができる。

(不必要な証拠)

第十五條 第十三條の規定により提出された証拠であつても、審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない。但し審理官は、当該団体の公正且つ十分な審理を受ける権利を不当に制限するようないことがあつてはならない。

(調査)

第十六條 審理官は、弁明の期日における経過について調査を作成しなければならない。

2 前項の調査については、第十三條の規定により出席した者に意見を述べる機会を與え、意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならない。

(調査等の謄本の交付)

第十七條 審理官は、当該団体から請求があつたときは、調査及び取り調べた証拠書類の謄本各一通をこれに交付しなければならない。

(処分の請求をしない旨の通知)

第十八條 公安調査庁長官は、第十一條第一項の通知をした事件について、第十條の請求をしないものと決定したときは、すみやかに、当該団体に対しその旨を通知するとともに、これを官報で公示しなければならない。

(処分の請求の方式)

第十九條 第十條の請求は、請求の

原因たる事実、第四條第一項又は第六條の処分を請求する旨その他公安審査委員会の規則で定める事項を記載した処分請求書を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出した証拠で取り調べたもの及び第十六條に規定する調査を添附しなければならない。

3 前項の請求の原因たる事実を証すべき証拠は、当該団体に意見を述べる機会が與えられたものでなければならない。

(処分の請求の通知及び意見書)

第二十條 公安調査庁長官は、処分請求書を公安審査委員会に提出した場合においては、当該団体に対し、その請求の内容を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知られているときは、前項の規定による公示の外、これに処分の請求書の謄本を送付しなければならない。

4 当該団体は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、処分の

請求に対する意見書を公安審査委員会に提出することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十一條 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調査並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行わなければならない。この場合においては、事件につき、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、それぞれその処分を行う決定

2 公安審査委員会は、前項の規定による審査の結果に基づいて、事件につき、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、それぞれその処分を行う決定

23 公安審査委員会は、解散の処分の請求に係る事件につき第六條の処分をすることができない場合において、当該団体が第四條第一項の規定に該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、第四條第一項の処分を行う決定をしなければならない。

(決定の方式)

第二十二條 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附して、委員長及び決定に關與した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十三條 決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行ふ。

3 決定は、官報で公示しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第二十四條 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定は、決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時

二 第四條第一項又は第六條の処分を行う決定は、前條第三項の規定により官報で公示した時

2 前項の決定に対しては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、裁判所にその取消又は変更を求める訴を提起して、その処分の執行の停止の申立をすることができ、

3 前項の訴については、裁判所

は、他の訴訟の順序にかかわらず、すみやかに審理を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするようにつとめなければならない。

(処分の手続に関する細則)

第二十五條 この章に規定するものを除く外、公安審査委員会における手続に関する細則は、公安審査委員会の規則で定める。

第四章 調査

(公安調査官の調査権)

第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることができ、

(書類及び証拠物の閲覧)

第二十七條 公安調査官は、この法律による規制に關し、調査のため必要があるときは、検査官又は司法警察員に対して当該規制に關係のある事件に關する書類及び証拠物の閲覧を求めることができる。

2 検査官又は司法警察員は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求に應ずるものとする。

(公安調査官と警察との情報交換)

第二十八條 公安調査官と国家地方警察及び自治体警察とは、相互に、この法律の実施に關し、情報又は資料を交換しなければならない。

(公安調査官の立会)

第二十九條 公安調査官は、この法律による規制に關し、調査のため必要があるときは、司法警察員が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行ふ押収、搜索及び検証に立ち会ふことができる。

律による規制に關し、調査のため必要があるときは、司法警察員が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行ふ押収、搜索及び検証に立ち会ふことができる。

(物件の留置)

第三十條 公安調査官は、関係人又は参考人が任意に提出した物件を留置することができる。この場合においては、その目録を作り、提出者にこれを交付しなければならない。

(物件の保管)

第三十一條 公安調査官は、前條の規定により留置した物件のうち、運搬又は保管に不便な物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

(物件の還付)

第三十二條 公安調査官は、第三十條の規定により留置した物件のうち、留置の必要のない物件は、提出者に還付しなければならない。

2 前項の場合において、還付を受けるべき者の住所が知れないとき、その他その物件を還付することができないときは、公安調査官は、その旨を官報で公示しなければならない。

3 公示した日から六月以内に還付の請求がないときは、その物件は、国庫に帰属する。

4 前項の期間内でも、価値のない物件は、廃棄し、保管に不便な物件は、公売してその代価を保管することができ、

(証拠の呈示)

第三十三條 公安調査官は、職務を行うに當つて、関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

第五章 雑則

(裁判の公示)

第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取り消されたときは、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(国会への報告)

第三十五條 法務総裁は、毎年一回、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、この法律による団体規制の状況を報告しなければならない。

(施行細則)

第三十六條 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律の実施の手続その他その執行について必要な細則は、法務府令で定める。

第六章 罰則

(内乱の罪の教唆等)

第三十七條 刑法第七十七條の罪の教唆若しくは、せん動をなした者は、

昭和二十七年六月二十八日 參議院會議錄第五十七号 破壊活動防止法案外二件

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 破壊活動防止法案外二件

七年以下の禁、ここに処する。

2 刑法第七十八條若しくは第七十九條の罪の教唆若しくは、せ、ん、動をなした者又は刑法第七十七條、第七十八條若しくは第七十九條の罪の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは、は、國、國、を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持した者は、五年以下の禁、ここに処する。

3 前二項の罪を犯し、未だ暴動にならないうちに自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

(政治目的のための放火の罪の予備等)

第三十八條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、刑法第八條、第九條第一項、第九十七條第一項前段、第二百六條第一項若しくは第二項、第二百九條又は第二百三十六條第一項の罪の予備、陰謀、教唆又はせ、ん、動をなした者は、五年以下の懲役又は禁、ここに処する。

(政治目的のための騒擾の罪の予備等)

第三十九條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左の各号の罪の予備、陰謀、教唆又はせ、ん、動をなした者は、三年以下の懲役又は禁、ここに処する。

した者は、三年以下の懲役又は禁、ここに処する。

一 刑法第六條の罪

二 刑法第二百二十五條の罪

三 檢察若しくは警察の職務を行、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條の罪

(教唆)

第四十條 この法律に定める教唆の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行したときは、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。この場合において、その刑を比較し、重い刑をもつて処断する。

(団体のためにする行為の禁止違反の罪)

第四十一條 第七條又は第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(団体活動の制限処分の違反の罪)

第四十二條 第四條第二項又は第五條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪)

による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

一 団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)

二 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)

三 解散団体財産売却理事会令(昭和二十三年政令第二百八十五号)

3 この法律の施行前になした行為に対する前項第一号又は第二号に掲げる政令の罰則の適用については、なお従前の例による。

4 団体等規正令第四條の規定により解散した団体(解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第二十三條に規定する団体を含む)の財産で、この法律の施行前に國庫に帰属したものの管理及び処分(解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第十四條の規定による債務の支拂を含む)並びにこれらに関する違反行為の処罰については、なお従前の例による。この場合において、解散団体財産売却理事会の事務は、法務總裁が行ふものとする。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「、団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項並びに解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による國庫に帰属した財産の管理等に関する事項」を「並びに破壊活動防止法(昭和二十七年法律第

号)の規定による破壊の団体の規制に関する事項」に改める。

第八條第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

審査報告書

公安調査庁設置法案

右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十九日

法務委員長 小野 義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中山 福藏 岡部 常

宮城タマヨ 紅露 みつ

松浦 定義 吉田 法晴

内村 清次 伊藤 修

片岡 文重 羽仁 五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、破壊活動防止法案に定める団体の規則措置について、同法案の規定する調査及び処分の請求の事務を担当する公安調査庁の設置に關して規定したものである。

つて、公安調査庁は、法務府の外局としてこれを設け、その附屬機關として、東京都に公安調査庁研究所を置き、地方支分部局として、全国五十ヶ所に公安調査局及び地方公安調査局を置きこれら各機關を通じて約千七百名の職員を有するものとなつてゐる。

委員会においては、破壊活動防止法案の否決に伴い、同法案を基礎として立案せられた本法案は、その必要の意義を失ふものと認め、これを否決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

破壊活動防止法案について述べたところと同様である。

公安調査庁設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)
公安調査庁設置法案
公安調査庁設置法

目次

- 第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 内部部局(第五條―第九條)
第三章 附屬機関(第十條)
第四章 地方支分部局(第十一條―第十三條)
第五章 職員(第十四條―第十七條)

附則

- 第一章 総則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、公安調査庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 法務府の外局として、公安調査庁を設置する。

(任務)

第三條 公安調査庁は、公共の安全の確保に寄與することを目的とし、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求等に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

(権限)

第四條 公安調査庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(こ

れに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 公安調査庁の公印を制定すること。

十三 破壊的団体の規制に関する調査を行うこと。

十四 公安審査委員会に対し、破壊的団体に対する処分の請求を行うこと。

十五 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)

に基く公安調査庁に属せられた権限

第二章 内部部局

第五條 公安調査庁に、左の三部を置く。

総務部

調査第一部

調査第二部

(特別な職)

第六條 公安調査庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(総務部の事務)

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職務、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生及び教養に関すること。

三 長官の官印及び庁印を管理すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査及び監察を行うこと。

八 各部の所掌事務の連絡調整に関すること。

九 地方支分部局の一般的監督に関すること。

十 所掌事務に関する内外資料の収集、整理及び保管に関すること。

十一 所掌事務に関する一般的企図及び法令の整備に関すること。

十二 破壊活動防止法の規定による審理及び処分の請求に関すること。

十三 前各号に掲げるものの外、公安調査庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務をつかさどる。

(調査第一部の事務)

第八條 調査第一部においては、破壊活動防止法第三條第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(調査第二部の事務)

第九條 調査第二部においては、破壊活動防止法第三條第二項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第三節 附屬機関

(公安調査庁研修所)

第十條 公安調査庁の職員に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、公安調査庁長官の管理に属する公安調査庁研修所を置く。

2 公安調査庁研修所は、東京都に置く。

3 公安調査庁研修所の内部組織は、法務府令で定める。

第四章 地方支分部局

(設置)

第十一條 公安調査庁に、第八條及び第九條に規定する事務を分掌させるため、地方支分部局として、公安調査局及び地方公安調査局を置く。

(名称、位置及び管轄区域)

第十二條 公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、別表第一の通りとする。

2 別表第二上欄に記載する公安調査局の長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。

(内部組織)

第十三條 公安調査局及び地方公安調査局の内部組織は、法務府令で定める。

第五章 職員

(職員)

第十四條 公安調査庁に、長官及び次長の外、公安調査官その他所要の職員を置く。

2 公安調査官は、破壊的団体の規制に関する調査に従事するものとする。

3 公安調査庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)

第十五條 公安調査庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(駐在勤務)

第十六條 公安調査庁長官は、必要があるとき、公安調査官を、その勤務庁の所在する地以

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 破壊活動防止法案外二件

外の地に駐在勤務させることができる。

(管轄区域以外の職務執行)

第十七條 公安調査局及び地方公安調査局に勤務する公安調査官は、必要があるとき、その勤務庁の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

附 則

1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

別表第一

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東公安調査局	東京都	東京都
神奈川地方公安調査局	横浜市	神奈川県
埼玉地方公安調査局	浦和市	埼玉県
千葉地方公安調査局	千葉市	千葉県
茨城地方公安調査局	水戸市	茨城県
栃木地方公安調査局	宇都宮市	栃木県
群馬地方公安調査局	前橋市	群馬県
山梨地方公安調査局	甲府市	山梨県
長野地方公安調査局	長野市	長野県
新潟地方公安調査局	新潟市	新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府
京都地方公安調査局	京都市	京都府
兵庫地方公安調査局	神戸市	兵庫県
奈良地方公安調査局	奈良市	奈良県
滋賀地方公安調査局	大津市	滋賀県
和歌山地方公安調査局	和歌山市	和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県

2 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「特別審査局」を削る。
第七條第三項を削る。
第十三條の十二を削り、第十三條の十一を第十三條の十二とし、第十三條の十の次に次の一條を加える。
第十三條の十一 公安調査庁につ

いては、公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。
3 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の表法務府の項中庁の欄に「公安調査庁」を加える。
4 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「四二、三四二人」を「四一、一九七人」に、「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会」に、「公安調査委員会」を「公安調査庁」に、「一七二人」を「一七一人」に、「四三、四八八人」を「四四、〇五五人」に、合計の項中「八四二、六六八人」を「八四二、二三五人」に改める。

5 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。
第十八條第一項中「法務府特別審査局」を「公安調査庁」に改める。
6 この法律の施行の際、法務府特別審査局に勤務する職員は、特別の命令が発せられない限り、そのまま公安調査庁の職員となるものとする。

三重地方公安調査局	津市	三重県
静岡地方公安調査局	静岡市	静岡県
岐阜地方公安調査局	岐阜市	岐阜県
福井地方公安調査局	福井市	福井県
富山地方公安調査局	富山市	富山県
石川地方公安調査局	金沢市	石川県
中国公安調査局	広島市	広島県
山口地方公安調査局	山口市	山口県
岡山地方公安調査局	岡山市	岡山県
鳥取地方公安調査局	鳥取市	鳥取県
島根地方公安調査局	松江市	島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県
佐賀地方公安調査局	佐賀市	佐賀県
長崎地方公安調査局	長崎市	長崎県
大分地方公安調査局	大分市	大分県
熊本地方公安調査局	熊本市	熊本県
鹿児島地方公安調査局	鹿児島市	鹿児島県
宮崎地方公安調査局	宮崎市	宮崎県

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 破壊活動防止法案外二件

東北公安調査局	仙台市	宮城県
福島地方公安調査局	福島市	福島県
山形地方公安調査局	山形市	山形県
岩手地方公安調査局	盛岡市	岩手県
秋田地方公安調査局	秋田市	秋田県
青森地方公安調査局	青森市	青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局、旭川地方公安調査局、釧路地方公安調査局及び北見地方公安調査局の管轄区域を除いた区域
函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 渡島支庁管内 檜山支庁管内 後志支庁管内のうち 歌来郡 森部郡 島牧郡 磯谷郡のうち 磯谷村
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支庁管内 留萌支庁管内・宗谷支庁管内 空知支庁管内のうち 雨龍郡 空知郡のうち 音江村
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支庁管内
四国公安調査局	高松市	香川県
愛媛地方公安調査局	松山市	愛媛県
徳島地方公安調査局	徳島市	徳島県
高知地方公安調査局	高知市	高知県

別表第二

公安調査局	地方公安調査局
関東公安調査局	神奈川地方公安調査局 埼玉地方公安調査局 千葉地方公安調査局 茨城地方公安調査局 栃木地方公安調査局 群馬地方公安調査局 山梨地方公安調査局 長野地方公安調査局 新潟地方公安調査局 京都地方公安調査局 兵庫地方公安調査局 奈良地方公安調査局 滋賀地方公安調査局 和歌山地方公安調査局
近畿公安調査局	三重地方公安調査局 静岡地方公安調査局 岐阜地方公安調査局 福井地方公安調査局 富山地方公安調査局 石川地方公安調査局
中部公安調査局	山口地方公安調査局 岡山地方公安調査局 鳥取地方公安調査局 島根地方公安調査局 佐賀地方公安調査局
中国公安調査局	

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 破壊活動防止法案外二件

一二五六

九州公安調査局		長崎地方公安調査局
		大分地方公安調査局
		熊本地方公安調査局
		鹿児島地方公安調査局
		宮崎地方公安調査局
		福岡地方公安調査局
		山形地方公安調査局
		岩手地方公安調査局
東北公安調査局		秋田地方公安調査局

北海道公安調査局		青森地方公安調査局
		函館地方公安調査局
		旭川地方公安調査局
		釧路地方公安調査局
		北見地方公安調査局
		愛媛地方公安調査局
		徳島地方公安調査局
四国公安調査局		高知地方公安調査局

審査報告書

公安審査委員会設置法案
右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年六月十九日

法務委員長 小野 義夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤 修 片岡 文重
羽仁 五郎 内村 清次
吉田 法晴 松浦 定義
紅露 みつ 中山 福蔵
岡部 常 宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、破壊活動防止法案に定める団体の規制措置について、同法案の規定する審査決定の機関である公安審査委員会の設置に関

して規定したものであつて、公安審査委員会は、法務府の外局としてこれを設け、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員長及び四名の委員をもつてこれを構成し、過半数によつて議事を決することになつてゐる。又委員会には委員補佐及び事務局を置くことなどを定めてゐる。

委員会においては、破壊活動防止法案の否決に伴い、同法案を基礎として立案せられた本法案は、その必要の意義を失ふものと認めこれを否決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

破壊活動防止法案について述べたところと同様である。

公安審査委員会設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月十五日

衆議院議長 林 義治

参議院議長佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

公安審査委員会設置法案

公安審査委員会設置法案

(設置)

第一條 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)の規定により

公共の安全の確保に寄與するために行う破壊的団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどらせるため、法務府の外局として、公安審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(権限)

第二條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左

に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 委員会の公印を制定すること。

七 暴力主義的破壊活動を行つた

団体に対して、活動制限の処分を行うこと。

八 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、解散の指定を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き委員会に属せられた権限(職権の行使)

第三條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第四條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第五條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、両議院

の同意を得て、内閣総理大臣法務総裁が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣法務総裁は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する學識経験を有する者のうちから委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣法務総裁は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 委員長及び委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に屬する者となつたこととなつてはならない。

5 委員長及び委員は、非常勤とする。

(任期)

第六條 委員長及び委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることが出来る。

(身分保障)

第七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合及び第九條の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第八條 内閣総理大臣法務総裁は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するとき、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九條 内閣総理大臣法務総裁は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に屬することとなつたときは、同一の政党に屬する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

2 前項の規定は、政党所屬關係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第十條 委員長は、会務を総理し、

委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(會議)

第十一條 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第七條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員的一致がなければならない。

(委員補佐)

第十二條 委員会に委員補佐三人を置く。

2 委員補佐は、委員長の命を受けて、委員会の審査及び決定に關する必要な事務をつかさどる。

3 委員補佐は、弁護士その他法律事務に學識経験を有する者のうちから、委員長が任命する。

4 委員補佐は、非常勤とする。

(規則の制定)

第十三條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審

査委員会規則を制定することができる。

第十四條 委員会の事務は、法務総裁に屬する。委員会は、法務総裁の官房においてつかさどる。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員は、別に法律で定めらる。

4 委員会の事務局に置かれる職員は、任用、罷免その他の人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

5 委員会の事務局の内部組織は、公安審査委員会規則で定めらる。

附 則

1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

2 第五條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

3 この法律の施行後最初に任命される委員のうち三人の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、法務総裁の定めるところにより、それぞれ一年、二年及び三年とする。

4 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 公安審査委員会の職務に關する事項

第十三條の十を次のように改める。

第十三條の十 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一法務府の項中「司法試験管理委員會」を「司法試験管理委員會」に改める。

6 特別職の職員の給與に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 公安審査委員会の委員長及び委員

「小野義夫君登壇、拍手」

○小野義夫君 只今上程の破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案の三法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。先ず政府より提出せられ衆議院にお

いて修正せられた原案につきまして、それ／＼その内容を簡単に御説明いたします。

破壊活動防止法案は、第一に、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行なつた団体に対する活動の制限又は解散の指定を内容とする行政的規制処分を規定したこと、第二に、暴力主義的破壊活動を行なつた個人に対する処罰について、刑法上の若干の罪につき補正を行なつたこと、第三に、規制処分に関する手続を定めたこと、以上の三点を骨子として構成せられてゐるのであります。

而して暴力主義的破壊活動とは何なることを指すかというその定義といふは、本法案は、第一に、刑法の内乱罪及びその予備、陰謀、補助の行為、第二に、これらの行為の教唆又は扇動、第三に、これらの行為の実現を容易ならしめるための文書又は図画による宣伝活動、第四に、政治上の主義又は施策を推進し、支持し、又はこれに反対するためにする騒擾、放火等、刑事法上の重罪に当る若干の罪にかかわる行為又はこれらの行為の予備、陰謀と、教唆、扇動を規定してゐるのであります。

勿論これらの行為は自然人たる個人のなす行為でありまして、本法案も団体に對して犯罪行為能力を認めてゐるわけではなく、団体に属する自然人がこれらの行為をなした場合において、

その行為者は当然処罰せられるのですが、なお、そのほかに、その行為が所属団体の意思決定に基づくものと認められ、且つその団体が将来更にかかる行為を繰り返す虞れありと認められる場合には、その団体に對して規制処分を行うという仕組みになつてゐるのであります。つまり行為者に対しては刑罰を科し、これと併行して団体に對しては規制処分を行うという建前になつてゐるわけでありまして、なお、この団体であります。これは特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体といふことになつておられます。従つて、およそ、この要件に合致する限り、政党たる、組合たる、又法人たるものと否とを問わないわけでありまして。

規制処分の内容は、先に申し上げました通り、団体活動の制限と解散の指定でありまして、前者は、六ヵ月以内の期間を限つて、集団示威運動、機關誌の発行等を禁止する一時的な措置であります。後者は、事実上団体を解散せしめると同様の効果を生ずる終局的な措置でありまして、いずれの場合におきましても、当該団体の役員又は構成員は、規制処分の効果として、法律上その団体のための活動を制限又は禁止され、これに違反した場合においては処罰されることになつております。(そんなファッショが許されるか(と呼ぶ者あり))

次に規制の手続であります。処分請求の機關として、公安調査庁が先ず調査を行い、証拠の収集、資料の準備等をすると共に、当事者の弁明及び意見を聞き、証拠の提出を受ける等、事実上の審理を行い、この審理の結果に基いて、公安審査委員会に對し処分の請求を行うことになつてゐます。公安審査委員会は、公安調査庁より提出せられた書面に基き審査決定するのでありますが、この場合において審査のため必要な取調べをすることができるとなつております。なお公安審査委員会の決定に對しては、行政事件訴訟特例法に從つて裁判所に訴へることができるとは言ひまでもありません。

以上が破壊活動防止法案の概要であります。

公安調査庁設置法案は、規制手続に對する調査及び処分請求の機關たる公安調査庁を法務府の外局として設け、その下部機關として、全国八ヵ所に公安調査局を、四十二ヵ所に地方公安調査局を置き、その職員には、現在の法務府特別審査局員約二百人及び増員五百人、計千七百人を以てこれに充てることなどについて規定したものであります。

又公安審査委員会設置法案は、規制手続に對する審査決定の機關たる公安審査委員会を法務府の外局として設け、同議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員長及び委員四人を以て

委員会を構成し、過半数の議決によつて規制処分に関する決定を行はしめることを定め、更に委員補佐、事務局の附設等に関して規定したものであります。

この両法案は、いずれも破壊活動防止法案と一体をなすものであります。

委員会におきましては、これら三法案につきましても、その付託以来前後二十回に亘つて委員会を開き、熱心且つ慎重に審議を重ねたのであります。

この間、内閣、地方行政及び労働の各委員会と五回に及んで連合審査を行い、又二日間公聴会を催し、各方面より選定の公述人十九名より意見を聴取した次第であります。この三法案は、その内容が基本的な人権に直接關連する面を持つこと、及び団体の規制処分なるものが特殊の行政措置であることなどのために、世論の批判も激しく、従つて委員会における質疑応答も誠に詳細な記録によつて御了承を願ふことにいたし、ここではその主なる点若干を御報告するにとどめたいと思ひます。

先ず第一点は、「我が国の現在の社会情勢下において、かかる治安立法の必要があるか。政府が適當なる社会政策をとつたならば、この種治安立法によらずして、現下の治安は十分にこれを維持することができるとではないか」といふ質疑に對しまして、政府側より、「これらの立法は治安維持のため

の唯一の手段ではなく、政府においては、国家予算の許す範囲内において他の社会政策も推進せしむることは勿論であるが、併し我が国の現下の社会情勢は、それと並行して治安対策を講ずる必要があり、これらの立法はその必要の最小限度のものである」といふ旨の答弁がありました。

第二点は、「破壊活動防止法案の内容が、憲法の保障する重要な基本的人権たる言論、結社の自由を侵害し、又印刷物に對する検閲制度の復活をもたらす虞れがあり、結局往時の治安維持法を再現するものではないか」との質疑に對しまして、「それよりひどい(と呼ぶ者あり)政府より、如何なる基本的人権といへども絶対無制限のものではなく、公共の福祉といふ点において制約せられるのは止むを得ないところである。又本法案は検閲制度の復活を意図するものではなく、更に、治安維持法のごとく思想そのものを取締る立法ではなくして、行為となつて現れた重大なる犯罪を対象として、而もその範囲を嚴格に制限してゐるのであつて、治安維持法とは全然異なる立法である」といふ趣旨の答弁がありました。

第三点は、「規制処分を行政処分としたのは妥當を欠くのではないか。これはその性質上司法処分となすべきではないか。殊に規制処分の基礎となりたる暴力主義的破壊活動をなしたる行為

め、唯一の手段ではなく、政府においては、国家予算の許す範囲内において他の社会政策も推進せしむることは勿論であるが、併し我が国の現下の社会情勢は、それと並行して治安対策を講ずる必要があり、これらの立法はその必要の最小限度のものである」といふ旨の答弁がありました。

第二点は、「破壊活動防止法案の内容が、憲法の保障する重要な基本的人権たる言論、結社の自由を侵害し、又印刷物に對する検閲制度の復活をもたらす虞れがあり、結局往時の治安維持法を再現するものではないか」との質疑に對しまして、「それよりひどい(と呼ぶ者あり)政府より、如何なる基本的人権といへども絶対無制限のものではなく、公共の福祉といふ点において制約せられるのは止むを得ないところである。又本法案は検閲制度の復活を意図するものではなく、更に、治安維持法のごとく思想そのものを取締る立法ではなくして、行為となつて現れた重大なる犯罪を対象として、而もその範囲を嚴格に制限してゐるのであつて、治安維持法とは全然異なる立法である」といふ趣旨の答弁がありました。

第三点は、「規制処分を行政処分としたのは妥當を欠くのではないか。これはその性質上司法処分となすべきではないか。殊に規制処分の基礎となりたる暴力主義的破壊活動をなしたる行為

者が刑事裁判所において無罪となりたる場合に、先になしたる規制処分が取消されないと、委員会及び裁判所を通じて発せられる国家意思が相互に矛盾することになるのではないか」との質問がありました。これに対して政府よりは、「国家の治安維持の責任は行政府にあり、殊に規制処分は迅速を要するものであるから、これを行政処分として政府の責任において処理することとが適当であり、事後審査を原則とする司法機関をしてその処理に当らしめることは、不当にその負担を重からしめるのであつて、三権分立の建前から妥当を欠くと認める。なお刑事判決と規制処分とが矛盾する場合を生ずる虞れあることは質疑の通りであるが、風俗営業取締法等、他にもその例あり、止むを得ないことである。併し適当な方法があれば国家意思を統一することが望ましい」という趣旨の答弁がありました。

第四点は、「公安調査官は法文上強制処分をなす権限は有しないが、その職務の性質上、職権濫用の虞れあり、これに対して一応の訓示規定はあるが、併しこれを裏付ける制裁規定は欠いており、刑法の特別公務員の職権濫用罪のごとき特別の制裁規定を必要とするのではないか」との質疑に対して、政府よりは、「公安調査官は強制処分をなすものではなく、従つてその職権濫用に對しては刑法の特別公務

員に関する刑罰規定は適用せられないけれども、一般公務員に関する刑罰規定は適用せられるので、それで十分であり、なお法の運用については十分注意し、職権濫用等のなきよう特に慎重を期したい」と旨の答弁がなされたのであります。

第五点は、「これらの立法は労働組合の活動を制約し、その発展を阻害する虞れがあるのではないか」との質疑に對して、政府よりは、「労働組合等の正当な活動を制限し、又はこれに介入することのなきよう、特に規定を設けており、又労働組合が法に定める暴力主義的な破壊活動を行うようなことは到底考えられないことであつて、若し組合が仮にそのような活動を行うとしたならば、それはすでに労働組合としての正当な活動をしておるものではないから、これに對して規制処分を行うことも又止むを得ないところである」との答弁がありました。

第六点は、衆議院において修正せられた公安審査委員会の取調についてその範囲及び同委員会の事務局の定員に関する質疑に對しては、政府よりは、取調への範囲については、必要なる場合は新たな証拠について積極的事実の取調べもできる趣旨であつて、公安調査庁長官の提出した書面の範囲に限定せられるものではないと解釈する旨、又「事務局の定員は十名となつておるが、これはこの程度で一応事

務の遂行が可能であると考えられるとの答弁がありました。

このほかに、規制処分と一事不再理の原則との関係、扇動の解釈、審理手続における代理人の代理権の範囲、機関誌の同一性を認定する方法、同一政党に属する公安審査委員の数、暴力主義的な破壊活動と芝居、演劇等との関係などがつきまゝして、又注意すべき質疑応答が行われた次第であります。

かくて六月十九日質疑を打ち切り、討論に入つたのでありますが、先ず中山委員より岡部委員との共同修正案が提出せられました。

この修正案の骨子は、破壊活動防止法案につきまゝしては、第一に、本法の適用を必要最小限度にとどめ、拡張解釈を許さぬ旨開明する規定を設け、第二に、暴力主義的な破壊活動として、先ず刑法の外患誘致、外患援助及びこれらの行為の未遂、予備及び陰謀、次に内乱、外患誘致又は外患援助の実行を目的とする無線通信又は有線放送による通信を新たに加へ、第三に、扇動について明確な定義を與え、共に、予備、陰謀及び補助の扇動行為はすべてこれを暴力主義的な破壊活動から除外しました。又、文書等の所持もこれから除外することとし、第四に、以上の修正に伴う罰則の整理を行い、第五に、公安審査委員会の事実取調に關して所要の手続規定を設け、第六に、公安調査官の職権濫用罪を設ける

旨の修正をするものであります。次に、公安調査庁設置法案につきまゝしては、右の修正に伴う字句及び條文の整理を行い、更に公安審査委員会設置法案につきまゝしては、委員の数を二名増員し、これに伴う會議成立のための定足数を増加する等の修正を行うものであります。

次に、伊藤委員より又同じく三法案に對する修正案が提出せられたのであります。その要旨は、破壊活動防止法案につきまゝしては、第一に、本法の規制の基準を本法の規定する犯罪の捜査にも適用するものとすること、第二に、暴力主義的な破壊活動より、扇動、文書等の所持及び公務執行妨害の行為を削除して、その範囲を縮小すると共に、これに伴う罰則の整理を行い、第三に、公安審査委員会をして実質的な審査に當らしめるため、その事実取調に關して詳細な手続規定を設け、第四に、規制処分に関する行政訴訟においては、内閣総理大臣の執行停止に對する異議申立権を排除することとし、第五に、規制処分の理由となつた暴力主義的な破壊活動の行為者たる当該団体の役員又は構成員の全員が刑事裁判において無罪の判決を受け、それが確定したときは、公安審査委員会はみづからその処分を取消すものとし、この場合には、因が当該団体に對して処分による損失を補償することとし、第六に、この場合において処分は決定のと

きに遡及して無効とされ、その結果として団体が処分に関しなしたる違反行為は、これを罰しないこととし、若し有罪判決が確定している場合は再審の請求ができるものとし、第七に、公安調査官、檢察又は警察の職務を行う者等の本法執行に關する職権濫用の罪を設ける等の修正をするものであります。次に、公安調査庁設置法案につきまゝしては、公安調査庁職員を二十名減員して、これを公安審査委員会に振り向けることに改め、又公安審査委員会設置法案につきまゝしては、委員の数を二名増員し、委員長又は委員を罷免する場合にも両議院の同意を要することとし、且つ二人以上が同一政党に属することができないように改め、又委員の増員に伴う會議成立のための定足数及び委員補佐の数をそれぞれ増加する等の点について修正を行うものであります。

これらの修正案の説明に引續いて各党各派の委員九名より、それら意見の開陳が行われたのでありますが、その詳細は速記録に譲りまして、結論だけを申し上げますと、内村、吉田、羽仁の三委員は岡修正案及び原案のいずれにも反対、松浦、片岡、宮城、紅露の四委員は伊藤修正案及びこの修正部分を除くその余の原案に對して賛成、長谷山委員は、中山、岡部共同修正案及びこの修正部分を除くその余の原案に對して賛成する旨の意見が述べら

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号 破壊活動防止法案外二件

れました次第であります。又岡部委員よりは、その修正案について補足的な説明が加えられたのであります。

討論を終了いたしました採決に入つたのであります。先ず三法案に對する伊藤修君の修正案、次に中山、岡部共同修正案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも賛成者多数にて否決となり、次いで三法案の原案につき一括採決いたしましたところ、これ又賛成者多数にて否決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(票数を言わないでどうするか)「言えないのだ」それは中間報告だと呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させます。

【参事朗読】

本日議員菊川孝夫君外二十五名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

議長不信任決議案

○議長(佐藤尚武君) 私の身上に關する議事でございますから、この席を副議長に譲ります。(当然だ)それを真先にやるべきだったんだよと呼ぶ者あり)

【議長退席、副議長着席】

○副議長(三本治朗君) 本日はこれにて延会いたします。大会の議事日程は

決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。(拍手)

午後十一時三十四分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員小野義夫君懲罰の動議

一、日程第一 破壊活動防止法案

一、日程第二 公安調査庁設置法案

一、日程第三 公安審査委員会設置法案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三本 治朗君

議員

藤森 貞治君 藤野 繁雄君

早川 慎一君 波多野林一君

野田 俊作君 徳川 宗敬君

常岡 一郎君 田村 文吉君

伊達源一郎君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋龍太郎君

高橋 道男君 高瀬莊太郎君

高田 寛君 高木 正夫君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

島村 軍大君 西郷吉之助君

小宮山常吉君 小林 政夫君

楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 加藤 正人君

片柳 眞吉君 柏木 康治君

加賀 操君 小野 哲君

尾崎 行雄君 奥 むめお君

岡本 愛祐君 岡部 常君

梅原 眞隆君 井上なつゑ君

伊藤 保平君 石黒 忠雄君

飯島通次郎君 赤澤 與仁君

赤木 正雄君 結城 安次君

山本 勇造君 山川 良一君

村上 義一君 森 八三一君

島津 忠彦君 上原 正吉君

森田 豊壽君 岡田 信次君
青山 正一君 玉柳 實君
中川 幸平君 九鬼紋十郎君
大矢半次郎君 岡崎 眞一君
廣瀬與兵衛君 加藤 武徳君
植瀬 常徳君 植竹 春彦君
城 義臣君 古池 信三君
山本 米治君 山縣 勝見君
小杉 繁安君 木村 守江君
石川 榮一君 大谷 繁君
西山 龜七君 深木 六郎君
一松 政二君 徳川 頼貞君
草葉 隆圓君 大島 定吉君
左藤 義詮君 小林 英三君
黒田 英雄君 川村 松助君
中川 以良君 宮城タマヨ君
寺尾 豊君 三浦 辰雄君
溝口 三郎君 堀越 儀郎君
前田 穰君 小串 清一君
小野 義夫君 重宗 雄三君
野田 卯一君 入交 太蔵君
大野太秀次郎君 西川甚五郎君
宮田 重文君 平井 太郎君
宮本 邦彦君 田方 進君
杉原 荒太君

松本 昇君 秋山俊一郎君
石村 幸作君 長谷山行教君
高橋進太郎君 鈴木 安孝君
堀 末治君 鈴木 恭一君
愛知 探一君 安井 謙君
平林 太一君 長島 銀藏君
平沼彌太郎君 竹中 七郎君
菊田 七平君 小川 久義君
澤淵 春次君 國 伊能君
滝井治三郎君 池田宇右衛門君
前之園喜一郎君 駒井 藤平君
林屋龜次郎君 油井賢太郎君
北村 一男君 中山 壽彦君
白波彌米吉君 岩沢 忠恭君
鈴木 彌平君 木内 四郎君
栗栖 越夫君 西田 隆男君
大屋 晋三君 泉山 三六君
黒川 武雄君 横尾 龍君
石坂 豊一君 境野 清雄君
大隈 信幸君 木内キヤウ君
谷口弥三郎君 稻垣平太郎君
成瀬 暢治君 重盛 壽治君
千葉 信君 三輪 貞治君
小林 孝平君 三橋八次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君
石原幹市郎君 工藤 鐵男君
小酒井義男君 栗山 良夫君
梅津 錦一君 三好 始君
有馬 英二君 荒木正三郎君
内村 清次君 羽生 三七君
紅露 みつ君 石川 清一君
松浦 定義君 松原 一彦君
高田なほ子君 森崎 隆君

吉田 法晴君 和田 博雄君
山崎 恒君 深川榮左エ門君
岩木 哲夫君 岩男 仁藏君
菊川 孝夫君 岡田 宗司君
河崎 ナツ君 一松 定吉君
鬼丸 義藏君 櫻内 辰郎君
堀木 鎌三君 岡村文四郎君
小笠原三男君 木下 源吾君
金子 洋文君 須藤 五郎君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
江田 三郎君 木村禮八郎君
堀 眞琴君 水橋 藤作君
鈴木 清一君 岩崎正三郎君
大野 幸一君 上條 愛一君
千田 正君 東 隆君
田中 一君 山田 節男君
齋 武雄君 羽仁 五郎君
西園寺公一君 矢嶋 三義君
村尾 重雄君 島 清君
池田七郎兵衛君 佐々木良作君
小林 亦治君 松永 義雄君
相馬 助治君 中村 正雄君
山下 義信君 赤松 常子君
小松 正雄君 伊藤 修君
棚橋 小虎君 波多野 鼎君
原 虎一君 曾根 益君
下條 恭兵君 松浦 清一君
片岡 文重君

國務大臣 法務総裁 木村篤太郎君
外務大臣 岡崎 勝男君
大蔵大臣 池田 勇人君
農林大臣 廣川 弘毅君

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号

郵政大臣 佐藤 榮作君		参議院會議録第三十八号正誤	
電氣通信大臣 吉武 惠市君		頁 段 行 誤 正	
厚生大臣 岡野 清麿君		八三三 三 プロク敷 プロク敷	
国務大臣 周東 英雄君		参議院會議録第四十三号正誤	
国務大臣 山崎 猛君		頁 段 行 誤 正	
政府委員		三三一 三 事務所の所 事務所	
保利 茂君		三三一 一 主たる事務 当該金庫の	
法務政務次官 龍野喜一郎君		所 地区内にお	
法務府法制意 高辻 正己君		於テ	
見第一局長		三三三 三 オイテ 引続キ	
法務府法制意 林 修三君		三三三 三 引続キ 百分ノ三	
見第二局長		参議院會議録第四十五号正誤	
刑政長官 清原 邦一君		頁 段 行 誤 正	
法務府特別 吉河 光貞君		三三三 一 疑証 偽証	
審査局長 関 之君		三三三 一 全員 金員	
法務府特別 吉橋 敏雄君		参議院會議録第四十六号正誤	
審査局長 吉橋 敏雄君		頁 段 行 誤 正	
九八二 二 間接的 間接的		九八二 二 感ずる 減ずる	
九八二 二 株式 財産		九八二 二 敷地以外 敷地外	
二〇八 三 三十七行より三十九行ま		で削除	
参議院會議録第四十七号正誤		頁 段 行 誤 正	
一〇六 三 亜鉛鉄板 亜鉛鉄板		一〇七 三 更に	
参議院會議録第五十五号正誤		頁 段 行 誤 正	
三三三 三 山花秀雄君は削るべきの		誤	

昭和二十七年六月二十八日 参議院會議録第五十七号

一三六二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
印刷 刷 行
電話九段四三
郵便部一九〇〇
郵便部